

# MCS税理士法人

一般社団法人えんまん遺言相続支援センター

## PRポイント

相続が「争族」にならないためにをモットーに年間相談件数100件超の相続に特化した各専門家（弁護士、税理士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、社会保険労務士）がおお客様にとっての最良な円満計画をワンストップで提案いたします。



## 事務所データ



代表社員税理士  
税理士

**舛田 義行**

青山学院大学法学部卒。2010年MCS税理士法人 代表社員税理士就任。同年立川事務所設立。2012年8月相続専門会社「一般社団法人えんまん遺言相続支援センター」設立。代表理事就任現在に至る。全国相続協会 相続支援センター所属。NPO法人相続アドバイザー協議会認定相続アドバイザー。東京税理士会 第101573号。「親身・笑顔・全力」がモットーです！

代表者：丸山 定夫、舛田 義行  
創業：2010年9月（前身の個人事務所は1989年）  
所属：東京税理士会麻布支部・立川支部  
法人番号：第1798号  
職員数：14名 税理士：2名 行政書士：1名

本部：〒107-0062  
東京都港区南青山3-13-1 小林ビル4階  
TEL.03-5786-0340 FAX.03-5786-0341

支部：  
東京都立川市柴崎町3-11-4 千代田生命立川ビル4階  
TEL.042-595-7671 FAX.042-528-6949

一般社団法人えんまん遺言相続支援センター  
東京都立川市柴崎町3-11-4 千代田生命立川ビル4階

HP:<http://www.mcs-office.jp> (MCS税理士法人)  
<http://www.souzokushien110.com> (一般社団法人えんまん)  
Facebook:<https://www.facebook.com/mcs.taxoffice>  
E-mail:[info@mcs-office.jp](mailto:info@mcs-office.jp)

## 遺言書の作成をしましょう。 それが争族回避の方法です。

相続が発生したときの一番悲しい事は、残された配偶者や子供たちの間で争いが起きてしまうことです。いくら生前に相続対策を行っても、財産を巡って争いとなってしまうっては、意味がありません。しかし、遺言書を作成することで残された相続人同士での争いが発生するリスクを減少させることは可能です。遺言は相続において最も優先されることになりまますので、遺言書を作成しておけば被相続人が亡くなったあとに、被相続人の相続財産をそれぞれの相続人にどのように分配するかを指示しておくことができ、後々の争いを防ぐ有効な手段になります。また遺言書には付言事項といって被相続人の思いを記載することもできます。残された家族が争うことなく幸せな将来を送れるように遺言書を作成しましょう。ただし遺言書作成には遺留分等注意点が

ありますので、作成の際には専門家に依頼することをおすすめします。

## お悩みをワンストップで解決 「相続ホームドクター」

相続問題に直面した際にどこに相談したら良いのか悩まれている方は多いと思います。さらに相続と言っても直面する問題は税務問題だけでなく各種行政手続き、遺産分割、遺産争い、不動産登記、遺族年金、遺言執行等様々であり税務以外の問題のご相談も少なくありません。そんな時に一カ所で全てを依頼できるように設立したのが当法人です。当法人には弁護士、司法書士、税理士、行政書士、不動産鑑定士、社会保険労務士が在籍しており、いずれも経験豊富な専門家です。この専門家が臨機応変にお客様のニーズに合わせて「相続ホームドクター」をモットーに対応しております。また毎月無料相談会やセミナーを開催、相続情報小冊子を発行したりして税務情報を紹介し

## ネットワークを生かした 生前対策

実際に相続は発生していなくても今後発生する税務、法務的なリスクに備えて生前に対策を検討される方が増えていきます。

特に統計からもわかるように遺産額の少ないご家庭ほど遺産争いが起こるリスクが高く事前に対策をたてることは必須です。親世代の問題を子世代に残さないことも親世代の責任です。そこで当法人では将来相続する不動産や預貯金、有価証券等の資産、借入金等の負債の相続税評価を簡易試算するサービスを行い節税の具体策をご提案。また争族にならないために遺言書の作成や家族信託なども提案しております。

各専門家だけでなく税務署OB、不動産業者や金融機関とも連携をしていることで、この全方位的な対応ができるのです。

しており、個別相談会もご好評いただいております。

当法人オリジナル冊子「争族にならないための円満相続の手引き」は一冊で基本的な相続について理解できる内容となっております。こちらもご好評いただいております。

ホームページからもお問合せが可能です。初回相談は無料となっておりますので是非この機会にお問合せいただければと思います。

